

回 答 書

入札 番号	第30-工-126号	質問日	平成 31 年 2 月 5 日（火）	整理 番号	29
工事 名	町道静川大須成曙線道路災害復旧工事	回答日	平成 31 年 2 月 7 日（木）		
質 問 内 容					
1	<p>主任技術者等の専任期間について</p> <p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等 が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない期間と 考えてよろしいでしょうか。また、この期間に、契約時において施工中の工事と重複する候補技術者を配 置予定技術者として提出できるのでしょうか。</p>				
回 答 内 容					
<p>現場施工に着手するまでの期間は工事現場への専任を要しません。 また、重複する候補技術者については、契約時に先行工事内容を確認した上で可否を 判断します。</p>					